

2004年4月2日

中央環境審議会地球環境部会
部会長 浅野 直人 殿

中環審臨時委員 天野明弘

経団連のこれまでの主張に対するコメント

① 日本経団連は、京都議定書を日本政府が締結したことが失敗であったとし、議定書の遵守に反対するような意見を述べているが、実際に現段階で議定書からの離脱を推奨しているのか。もしそうだとすれば、その際日本国が国際社会で受ける深刻なダメージをどのように評価しているのか。そうではなくて、第1約束期間は議定書を遵守し、それ以降の議論に積極的に貢献すべしというのであれば、遵守の仕組みについて国民のライフスタイルの変革といった抽象論ではなく、日本経団連の具体的な政策提言が求められる。

② キャップ&トレード方式の排出量取引は、経済統制であるという主張が根強くある。3年前の寺門委員から現在にいたるまで、同様な意見が脈々と続いている。この制度は、自由な経済活動と経済効率性を重視する米国で生まれた制度であり（ちなみに、本制度を大成功に導いたのは父親のブッシュ大統領）、費用対効果の高い、環境と経済を両立させる手法として米国ではさまざまな環境問題に対して広範に利用されている。経済統制どころか、市場ベースの政策手法と呼ばれている。京都議定書を通じて、この考え方は欧州でも理解され、温暖化対策として世界的に市場がリンクされようとしている。反対の理由に事欠いて、統制経済であるという根拠をあげ続けているのは、制度の仕組みに関する無知といわれても仕方がない。3年前に「経団連排出権取引・共同実施等に関する調査チーム」が米国へ派遣され、「キャップ（排出枠）の設定は経済統制ではないか？」とたずね、「キャップはトレード（売買）と一体不可分と捉え、どのようにするかは企業の自由裁量に任されており、統制ではない。キャップの設定は自由経済の理念に反するものではなく（DOS）、土地取引と同様に考えれば良い（MIT）。つまり、両者共に天より付与された限定された資源であり、所有と使用を分離し、所有権は法的プロセスで決められ、使用权は市場で決められる（MIT）。」（「経団連排出権取引・共同実施等に関する調査チーム報告書」、1998年6月10日）という回答を得ているにもかかわらず、まったく学習効果がないように見える。

③ キャップ&トレード方式は、排出量取引制度の一形態であり、それ以外にもさまざまなものが考えられ、デンマーク、英国、EU、カナダなどが試みているように、国情に合わせて選択すればよい。そういった制度の差についても言及することなく、排出量取引制度を導入すると統制経済になるので反対という主張を続けていると、困難な削減を実現するために少しでも費用効果の高いものを模索している経済活動そのものに不必要な制約を課してしまうことを考えなければならない。国内排出量取引制度をいつまでも導入できなければ、産業界はもちろん、日本経済全体が費用効果の高い排出削減機会の発掘や利用を逸するという認識が

まったくないのであろうか。日本経団連が、このようなブレーキの役を果たしてよいのだろうか。

④ 『「環境税」の導入に反対する』（2003年11月18日）では、温暖化対策税構想が産業界への新規増税と捉えられている。温暖化対策税と排出削減助成金が組み合わせられた政策パッケージの一形態であり、税収分は産業界へ還流される点がことさら無視されている。技術開発によるブレークスルーは、代替案ではなく、同時に実施すべき補完案である。温暖化対策税は、そのみで完結した政策案というよりも、より大きい取り組みの一部と考えるべきであり、その中で国際競争力の問題や、上記の排出量取引制度の問題も考慮されるべきであろう。政策立案の議論は、どれだけよい案をつくるかという点で議論を闘わすべきであって、他の主体に負担を押し付けるような反対論では実りある結果は得られない。

⑤ 自主的取り組みが、環境政策の1つの手法として位置づけられていることは、諸外国でもさまざまな取り組みがあることから明らかである。成功を収めたもの、目標が低すぎるもの、フリーライダーを許してしまうものなど、それなりにプラスとマイナスを備えた手法である。しかし、自主的取り組みがあれば、それ以外の環境政策を使うべきでないという議論は、残念ながら国際的には通用しない。むしろ、一般的な意見としては、規制的手法、経済的手法といった「あめ」と「むち」を補完的に使いながら、さまざまな利害関係者間の情報流通を促進し、協同体制を構築していく形で自主取り組みを活用することが、伝統的な政策手法の効果も高めるといえるものが多い。逆に、きわめて強硬な主張をし続けるグループがあると、コンセンサスづくりが困難となり、他の利害関係者全体がそのグループのとりこになってしまう危険があるとの指摘もある。自主的取り組みの健全な発展には、それが情報の共有化、ステークホルダー相互の協同を通じて従来型の政策手法を補完する役割を発揮することが必要である。

以上